

会 員 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人佐久産業支援センター（以下「本センター」という。）の定款第6条の規定に基づき、当法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会 員)

第2条 本センターは、本センターの目的に賛同する個人、法人及び団体を会員とする。会員は正会員と賛助会員とし、正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の運営に主体的に関与し、社員総会での議決権を有する設立会員・特別会員・一般会員・個人会員。
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、活動を行うパートナー会員・支援会員

(入 会)

第3条 本センターの会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 本センターへの入会の可否は、次に掲げる基準を基に、理事会の承認後代表理事が決定する。

- (1) 本センターの目的に賛同するものであること。
- (2) 本センターの会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
- (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 理事会において入会の可否を決定したときは、入会通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 前3項の規程にかかわらず、特別会員の入会については特別会費を納めたことにより成立する。

5 入会者は会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(種 別)

第4条 本センターの会員種別は、下記のとおりとする。なお、設立会員、一般会員（個人会員、法人又は団体）、特別会員は正会員とし、パートナー会員、支援会員は賛助会員とする。

- (1) 設立会員 本センターを設立した次の団体とする。
佐久市、佐久商工会議所、臼田町商工会、佐久市望月商工会、浅科商工会、
佐久市工場協会

(2) 一般会員（法人・団体会員）

本センターの目的に賛同して入会した佐久市内に事業の拠点を置く法人又は団体とする。

(3) 一般会員（個人会員）

本センターの目的に賛同して入会した佐久市内に居住する個人とする。

(4) 特別会員 一般会員のうち、本センターの事業に積極的に協力又は貢献するため特別会費を納めたものとする。

(5) パートナー会員 本センターの目的に賛同して入会し、その事業に積極的に協力又は貢献するため、一般会費を納めた佐久市外に居住する個人又は佐久市外に事業の拠点を置く法人又は団体とする。

(6) 支援会員 前項(1)～(5)に該当しないもので、本センターの目的に賛同しその事業に協力しようとする法人、団体又は個人とする。

(入会金及び会費)

第5条 入会者は、すみやかに「会員、会費及び負担金規則」の定めるところにより、会費を支払わなければならない。

2 年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として「会員、会費及び負担金規則」に記載の金額とする。ただし、理事会の承認により、入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とすることもできる。この場合において、百円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。

(退 会)

第6条 定款第10条、11条、12条に該当する会員については退会とみなし、会員名簿から削除する。

(納 付)

第7条 法人又は団体および個人会員は、毎年4月に1ケ年分を前納するものとする。ただし、事情により分納することができる。

(会員の名称等の公開)

第8条 当センターは、会員の名称に関して、以下の方法により公開することができる。

- (1) 当センターのホームページへの掲載
- (2) 当センターの活動紹介資料等への掲載
- (3) その他合理的な方法を用いた掲載

2. 会員は、当センターに対して通知することにより、当該会員の名称の公開を差し止めることができる。

(機密保持について)

第9条 各会員と当センターは、各会員と当センターの中で知り得た当事者間で相互に開示される機密情報の取り扱いに関して、当事者間の相互の定めに従わなければならない。なお、各会員及び当センター間で情報を開示するに当たり、別途当該情報の取り扱いに関する合意をした場合、当該合意事項が優先して適用される。

(変更、改廃)

第10条 この規程は、定款第34条に基づき、理事会の決議によって変更、改廃することができる。

(附 則)

この規程は、令和3年12月1日から改訂施行するものとする。

制定	2018年（平成30年）6月1日	制定Ver:001
改訂	2021年（令和3年）12月1日	改訂Ver:002